

## 会 議 録

会議名称	令和5年度第2回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会
開催日時	令和5年10月11日(水) 13時30分~15時30分
開催場所	佐倉市役所 議会棟第3委員会室
出席者等	委員:四方田委員、須藤委員、秋山委員、大賀委員、岡田委員、 岡本委員、北澤委員、篠塚委員、秀島委員、三谷委員、 山口委員、山崎委員、山下委員 事務局:福祉部 山本部長 障害福祉課 松澤課長、日暮副主幹、平野主査、 土屋主査、東城主査、井上主事 佐倉南図書館 吉尾館長
会議議題	①佐倉市障害者計画等の素案について ・ 障害者計画の施策の体系とその内容について ・ 障害福祉計画(成果目標)について ②その他
会議経過	別紙 令和5年度第2回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会 会議要録のとおり

# 令和5年度第2回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会 会議要録

## 【1 開会】

## 【2 議題等】

### ①佐倉市障害者計画等の素案について(公開)

- ・ 障害者計画の施策の体系とその内容について
- ・ 障害福祉計画(成果目標)について

### ②その他(公開)

## 【3 閉会】

### ①佐倉市障害者計画等の素案について(公開)

#### (事務局)

前回の懇話会にて施策の体系を3つの分野と10の施策とする旨を説明したが、本日の資料1(素案)でその内容を説明する。

素案の作成にあたり留意したことは、

- ・ みやすく、わかりやすいもの 平易な表現に留意
- ・ 読む中で分かりにくい用語は、ページ下に解説を入れている
- ・ (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨にのっとり)  
音声コードを添付

障害者計画は、理念的な要素が大きく、障害福祉に関する課題も、国計画においても、大きな変更はないことから、今回から令和6年度から11年度までの6年間とする。

また、現行計画は、障害福祉課が実施する内容を中心に記載していた。しかしながら、障害者に関して市が実施している事業は、障害福祉課で実施していないことがたくさんある。他部局で所管する取組を計画に記載しないことにより、市民が計画書を見た時に、市が実施していることの全体像が見えないことになる。このことから、市が取り組む全体像をイメージして素案を作成している。

昨年度実施した障害福祉アンケートからの課題（P8～12）や障害者総合支援協議会各専門部会における課題（P13・14）を踏まえて、3つの分野と10の施策と体系づけた。

資料4は、第5次障害者基本計画（国）の11の施策と、現行計画との関連性及び計画案において新たに記載しようとする内容について整理したものである。

国計画の「インクルーシブ教育システムの推進」は、新計画案の「インクルーシブな保育と教育の推進」として、教育委員会やこども保育課の取組ではあるが記載をしたところである。（P6）

（計画案の施策内容について説明：資料1）

分野1：障害理解の促進では、「心のバリアフリーの推進」を記載した。ハード面の改善が難しい場合であっても、心のバリアフリーについては、行政が先頭に立ち推進している必要があると考えている。

分野2：日々の暮らしの支援・充実では、⑥安心・安全な環境整備において、災害対策について3点記載した。（避難行動要支援者名簿の活用やバリアフリーの取組、緊急通報支援ツールの促進）

（障害福祉計画の成果目標についての説明：資料1）

成果目標は、基本的には国が決めた目標値が定められており、その目標値以上の（P34～38）

（欠席委員からの意見）

自宅へのヘルパー利用など様々な障害福祉サービスを利用し地域生活をしている委員の意見として、

- ① ヘルパー事業者が急に撤退などしたら自分の生活が続けられなくなる。
- ② 同居の介護者の急病で入院してしまった場合の緊急受入（ショートステイ）を利用したいと思ったが、すぐに利用ができなかったことがある。

以上のことから、事業者が撤退した時に代替りの事業者がすぐにサービス提供をするよ

うな仕組みづくりがあるとよい。という意見を頂戴していることを報告する。

(事務局)

(読書バリアフリー計画の説明:資料 I P31,38)

⑩生活を豊かにする活動の推進 1. インターネットを利用した視覚障害者等のサービスを周知し利用につなげることを目標としている。目標値としては、インターネットサービスの利用登録者数を増やすこと(令和8年度までに14人)と、アクセシブルな書籍の充実の目標値を設定している。

#### 質疑(施策別に記載)

①心のバリアフリーの推進

(委員)

○P20の3「小中学校に、障害のある当事者が講師になる等により、障害への理解を深めます」は、小中学校だけではなく、市民や企業、警察、行政等を含めた広い概念の啓発活動と位置付けていただきたい。

(事務局)

→計画上における記載をどのようにするかは、事務局で検討させていただきたい。

(委員)

○P20の3「小中学校に、障害のある当事者が講師になる等により、障害への理解を深めます」は、ボランティアセンター経由で実施されている例があるため、関係機関等に社会福祉協議会を追記いただきたい。

②権利擁護の推進

(委員)

○P21の3「成年後見制度の適切な利用を促進し、権利擁護と意思決定支援を実施しま

す」について、現在、国連の障害者の権利に関する委員会の総括所見において指摘されているところであるが、成年後見制度を変えるためには民法改正が必要になり長い時間を要する。一方で、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業（利用者本人と契約）は、使い勝手がよいため、当該事業の充実を図ってほしい。

（事務局）

→P35（イ）成年後見の利用促進計画についても、今年度次期計画の策定を進めているところであるため、その計画と歩調を合わせたい。

### ③相談支援の充実

（委員）

○P22に「相談支援の充実」とあるが、相談の件数や内容等をまとめて、活用すべきではないか。

### ④希望する暮らしの実現

（委員）

○P23・24の地域生活支援拠点等の整備では、コーディネーターの機能が必要であるため、行政が関与すると考える。

### ⑤障害福祉サービスの充実

（委員）

○P26の2「障害福祉サービスなどの提供体制を確保すると共に、市民のニーズに合ったサービスのあり方についての検討を行います。」は、福祉分野の人材不足が課題であるため、計画に取り入れられないか。佐倉西高校の福祉コースの定員が20名から60名に拡大するなど人気である。地元の学校教育と関わる等により人材育成の足がかりにできないか。

(事務局)

→障害福祉分野でどの程度人材不足があるのか把握していない。従事者の処遇改善を行うとなると、市での取組は非常に困難である事をご理解いただきたい。市で人材確保について実施できるようなことについて、持ち帰り検討したい。

(委員)

○P26のライフサポートファイルについて、学校への周知が不十分。個人的には、学校は子ども の状況を把握する必要があるため、障害のない子に配布してもよいと考えている。

(委員)

○P26等のライフサポートファイルについて、県ホームページにおける佐倉市の記載がリンク切れとなっているので確認いただきたい。

#### ⑥安心・安全な環境整備

(委員)

○P27のI「避難行動要支援者名簿の有効活用や、個別避難計画の策定を推進する等により、防災対策を強化します」について、これまでの震災の経験から、障害の特性によっては個別避難計画を策定しても避難所で生活することはできず、実際は車で生活することが予想される。欧米では、家族単位のテント、トイレが用意され、また、食事の提供は被災した地域ではなく、隣接した地域が対応しているとのこと。これは国レベルの話ではなるが、市から問題提起することはできないか。

#### ⑧就労・雇用の促進

(委員)

○P29について、障害者の雇用促進のためには、企業側の理解が必要であることと障害者自身が得手・不得手を認識することが必要である。

○ハローワークとしては、ユニバーサル表彰の好事例の周知や、特別支援学校と連携した実習先の開拓を行いたい。

(委員)

○P29に関して、商工会議所の会員約2,000のうち、約3/4(商工会議所を含む)が障害者雇用促進法の対象外であるため、認識が低い事が現状である。

(委員)

○P29の4「特別支援学校と連携し、卒業後の就労支援を行います」について、特別支援学校の高等部の卒業生のうち、一般就労が約1割、福祉就労が約9割である。本当に子どもたちは様々な実態がありますので、まずその障害を本当に理解してくれるような環境が構築されるなど支援体制の充実が図られるとありがたい。

(委員)

○農福連携の記載がない。佐倉市には農業の基盤はあることから商工振興課や農政課などと連携して、検討してほしい。

#### ⑨インクルーシブな教育・保育の推進

(委員)

○P30のIの医療的ケアについて、障害者総合支援協議会の専門部会での検討が進んでいないため、定期的を開催し、課題の整理等を行う必要があると考える。

(委員)

○P30のインクルーシブ教育についての記載がされたことは大変ありがたいことである。大人になってからでは遅く、小さい頃から一緒に過ごすことで差別がなくなると考える。

(イ)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(委員)

○資料4の「国施策：保健・医療の推進」について、市の取組を書けないか。

(事務局)

→P35(イ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を記載している。その他は、国または県が広域的に実施すべき内容であるため、記載をしていない。

※その他

(委員)

○計画の内容について、具体性に欠けるという印象がある。

- ・中途障害者の転職などの相談できる適切な場所が無い。
- ・難聴児への対応が不十分であり、教員への研修が必要である。
- ・公共施設に非常時を伝える電光掲示板がない。

(事務局)

→具体性に欠けるとの指摘ですが、障害者計画は、今後の方向性を定めるものであるため、指標などは記載していない。しかし、計画策定後の進捗確認は、具体的に目にわかりやすい形で実施したい。施設における対応については、障害福祉課からも所管課等へ働きかけをしながら少しずつ改善できるようにしていきたい。

(事務局)

本日いただいた意見につきましては、さらに検討を進めていきたい。

(以上)